



下松労働基準監督署管内の労働災害発生状況

下松署お知らせHP



厚生労働省

令和7年8月末現在

年度・程度別		令和7年		令和6年		対前年比	
業種別		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
全産業合計		0	77	1	86	-9	-10.5%
製造業小計		0	20	0	23	-3	-13.0%
食料品製造業		0	3	0	2	1	+50.0%
繊維工業		0	0	0	0	0	±0
衣服その他の繊維業		0	0	0	0	0	±0
木材・木製品製造業		0	3	0	0	3	+∞
家具・装備品製造業		0	0	0	0	0	±0
パルプ・紙・加工品製造業		0	0	0	1	-1	-100.0%
印刷製本業		0	0	0	0	0	±0
化学工業		0	1	0	2	-1	-50.0%
窯業・土石製品製造業		0	0	0	0	0	±0
鉄鋼業		0	3	0	5	-2	-40.0%
非鉄金属製造業		0	0	0	1	-1	-100.0%
金属製品製造業		0	2	0	5	-3	-60.0%
一般機械器具製造業		0	1	0	2	-1	-50.0%
電気機械器具製造業		0	0	0	1	-1	-100.0%
輸送用機械器具製造業		0	5	0	2	3	+150.0%
電気・ガス・水道業		0	0	0	0	0	±0
その他の製造業		0	2	0	2	0	±0
鉱業小計		0	0	0	0	0	±0
建設業小計		0	10	0	9	1	+11.1%
土木工事業		0	1	0	2	-1	-50.0%
建築工事業		0	4	0	4	0	±0
木造家屋建築工事業		0	2	0	2	0	±0
その他の建設業		0	5	0	3	2	+66.7%
運輸交通業小計		0	11	0	10	1	+10.0%
鉄道・軌道・水運・航空業		0	0	0	0	0	±0
道路旅客運送業		0	0	0	1	-1	-100.0%
道路貨物運送業		0	10	0	9	1	+11.1%
その他の運輸交通		0	1	0	0	1	+∞
貨物取扱業小計		0	0	0	1	-1	-100.0%
陸上貨物		0	0	0	1	-1	-100.0%
港湾運送業		0	0	0	0	0	±0
農林業小計		0	2	0	0	2	+∞
農業		0	0	0	0	0	±0
林業		0	2	0	0	2	+∞
畜産・水産業小計		0	0	0	1	-1	-100.0%
第3次産業小計		0	34	1	42	-8	-19.0%
商業小計		0	14	0	22	-8	-36.4%
卸売業		0	4	0	3	1	+33.3%
小売業		0	9	0	17	-8	-47.1%
その他の商業		0	1	0	1	0	±0
金融広告業		0	1	0	0	1	+∞
映画・演劇業		0	0	0	0	0	±0
通信業		0	1	0	1	0	±0
教育・研究業		0	0	0	1	-1	-100.0%
保健衛生業小計		0	9	1	12	-3	-25.0%
社会福祉施設		0	7	1	5	2	+40.0%
接客娯楽業		0	3	0	2	1	+50.0%
清掃・と畜業		0	3	0	4	-1	-25.0%
官公署		0	0	0	0	0	±0
その他の事業		0	3	0	0	3	+∞

※1 新型コロナウイルス感染症への罹患を除く。※2 死傷者数は休業4日以上のもの。



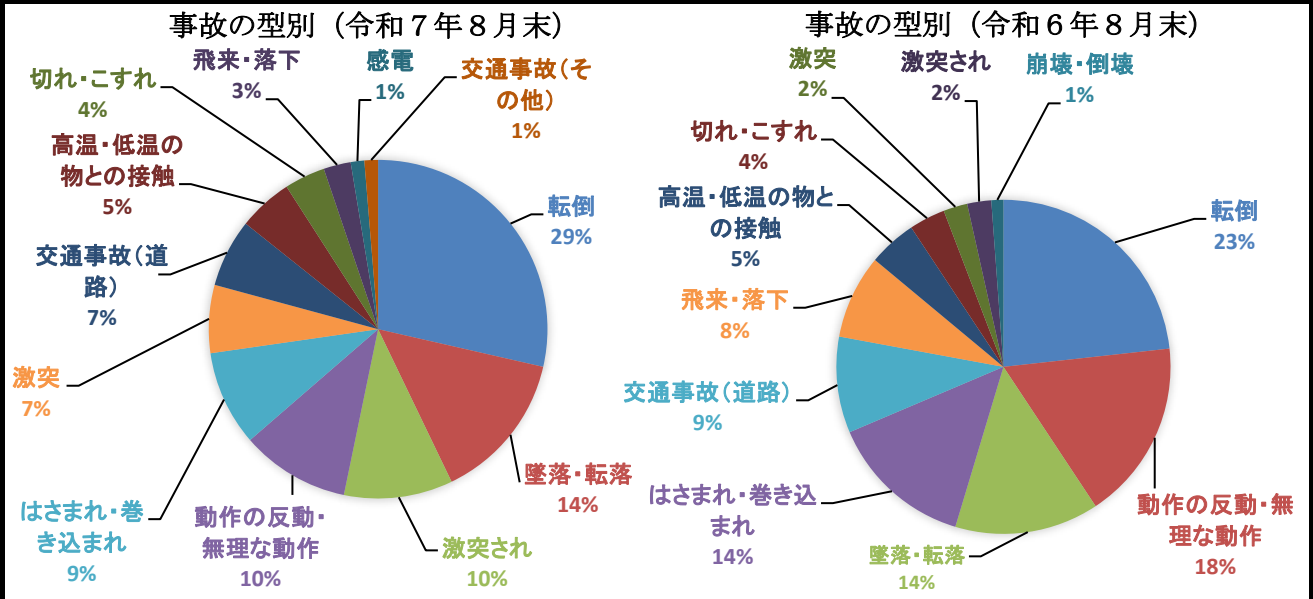
下松労働基準監督署管内の労働災害発生状況

厚生労働省

令和7年8月末現在

年度・程度別		令和7年		令和6年		対前年比	
事故の型別トップ3（速報）		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率
1	転倒	0	22	0	20	2	+10.0%
2	墜落・転落	0	11	0	12	-1	-8.3%
3	激突され	0	8	0	2	6	+300.0%
（参考）新型コロナウイルス感染		0	2	0	3	-1	-33.3%

事故の型別労働災害発生状況



お知らせ

1 石綿障害予防規則について

石綿（アスベスト）による健康障害の予防対策の一層の推進を図るため、平成17年（2005年）に石綿障害予防規則（石綿則）が制定され、これに基づく措置が事業者等に義務付けられています。
しかしながら、石綿則で義務付けられている作業開始前の石綿含有の有無の事前調査など、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置が実施されていない事例が散見されたことから、解体・改修工事における石綿ばく露による健康障害を防止するため、**令和2年（2020年）7月に石綿則が改正され、同年10月以降、順次施行**されています。

2 工事の元請業者のみなさまへ

解体・改修工事の元請業者は、労働安全衛生法第29条から第32条に定める元方事業者の講ずべき措置等を行う必要があります。また、石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査結果について、複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が協力会社に関する内容も含めて、所轄労働基準監督署に**電子システムにより報告する必要があります**（令和4年（2022年）4月以降に着工する工事から対象）

3 建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールの実施について

平成22年に、再生砕石に石綿含有産業廃棄物（石綿含有スレート板の破片等）の混入がみられたほか、解体現場における石綿ばく露防止対策が徹底されていないおそれのある事案に係る新聞報道等がなされました。こうしたことを受け、厚生労働省（各労働基準監督署）では、国土交通省、環境省と合同で、**石綿対策に係る全国一斉パトロールを毎年6月から7月頃までと、10月から11月頃までの年2回実施**しています。
今後、石綿含有建材を使用する建築物等の解体工事等が増加することが想定される中、解体工事に伴う石綿飛散の防止など、**これまで以上に現場における法令の遵守徹底が重要**になってまいりますので、関係事業者、関係労働者の皆様におかれましては、ご協力をお願いします。

4 関連資料・関連HP

- [1. 石綿則の改正の概要（PDF）](#)
- [2. 改正後の石綿則の各条文及び解説について（PDF）](#)
- [3. 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（環境省HP）](#)
- [4. 石綿事前調査結果報告システムについて（石綿総合情報ポータルサイト）](#)
- [5. 令和8年（2026年）1月1日以降着工の工事から、一部の工作物の石綿事前調査には資格取得が必要になります。](#)
- [6. アスベスト（石綿）情報（厚生労働省HP）](#)